この考えは光田の個人的なものに止まらなかった。光田は、保健衛生調査会委員として絶対隔離のための候補地となる離島を調査し、1917 (大正 6) 年 1 月 20 日、内相後藤新平に「保健衛生調査会委員光田健輔沖縄県岡山県及台湾出張復命書」を提出している。このとき、光田は、離島隔離の候補地として、沖縄県の西表島、岡山県の鹿久居島・長島を調査し、西表島を最適と結論した。

光田の「復命書」によれば、西表島に3か所の「癩村」を設け、全患者をそこに隔離するというもので、「癩村」では、結婚を希望する患者について、男性は輸精管切断、女性はエックス線照射により妊娠不能にさせる、裁判所・警察署・監獄を設け、監獄にはハンセン病患者の受刑者を収容する、患者には農業・林業・商業・加工業をおこなわせるとしていた。

では、なぜ、光田は西表島を最適と判断したのであろうか。その理由は、気候が温暖であることと、自然に恵まれていること、そして、都会から隔絶されていて逃走の誘惑がないことであった。しかし、西表島には大きな問題があった。それは、同島がマラリアの蔓延地であるということである。光田は台湾で実施しているマラリアの予防方法をおこなえば大丈夫だとする。マラリアの蔓延地にすべてのハンセン病患者を隔離しようという発想は、患者の生命を軽視したものと言わざるを得ない。

しかし、内務省は、西表島が絶海の孤島であり、かつマラリアの蔓延地であることを理由に同意 せず、瀬戸内海か不知火海に適地を選ぶように求め、1927(昭和 2)年、光田は隔離の島として岡 山県の長島を選定、ここに決定した(光田健輔「長島の選択」、『愛生』創刊号、1931 年 10 月)。光 田の離島隔離の主張は、長島に実現することになる。

## 2. 根本的癩予防ニ関スル法律案

保健衛生調査会では、1918(大正7)年6月20日、各部連合主査会の場で、1918年度の予定事業として「第四十二議会ニ対シ根本的癩予防ニ関スル法律ヲ提出スル」ことを決め、そのために「癩予防ノ根本方針ニ関スル調査」「癩患者隔離地ノ調査」「全国ニ於ケル癩患者数ヲ知ル為メ」の調査、「布哇モロカイ、比島クリオン島癩隔離所」の視察、「癩予防ニ関スル各国ノ規定並効果等事例」の調査を実施することとした(保健衛生調査会『第三回報告書』、1919年)。

そして、1919(大正 8)年 6 月 14 日、第 4 部は「根本的癩予防二関スル法律案制定ノ件」を可決、さらに同年 11 月 20 日、第 4 部は「癩部落、癩集合地等ノ状況調査ニ関スル件」を可決、その調査項目に「癩部落、癩集合地ノ所在地」「部落、集合地成立ノ沿革」「治癩専門医、治療ニ用ヒラレツ、アル温泉、鉱泉、鍼灸、家伝薬、秘法等ノ有無」「信仰対象(神社仏閣等)ノ有無及其ノ信仰ノ由来」「当該部落、集合地ニ於ケル一般戸数人口並現在ニ於ケル患家及患者数」「患者ノ日常生活関係、患者ト周囲健康者トノ関係、他部落住民トノ縁組其ノ他社交関係」「冬季節ニ於ケル患者移動ノ状況」をあげていた(保健衛生調査会『第四回報告書』、1920年)。この調査は、放浪する患者が多数集まる地域を確認するもので、その意味では、法律「癩予防ニ関スル件」をより徹底させることを目的とするものである。

しかし、その一方で、光田健輔は保健衛生調査会委員として、絶対隔離の離島の候補地の調査を 行っているのであるから、第4部が求める「根本的癩予防ニ関スル法律案」とは、絶対隔離の法案